

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）9 月 1 4 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

空き家対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）の
規定による空き家等の適正管理に関することに係るコンピュータ処理に
ついて（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）9 月 5 日付けで諮問（第 8 7 8 号）された空き家対策の
推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）の規定による空き家等の適正
管理に関することに係るコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条
例」という。）第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行うことは，適当であ
ると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う
必要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市空き家対策基本方針に基づき，市場に流通していない空き家あるいは
市場で借り手がつかない空き家等の所有者と，地域の活性化等のために活動場
所を求めている空き家利活用希望者をつなぎ，空き家の利活用や流通促進を図
り，空き家の発生を抑制するとともに地域の課題解決に資するため，空き家利
活用マッチング制度を実施することとなった。

空き家所有者や空き家利活用希望者は，市内だけでなく市外にも生活の拠点
を置いていることから，インターネットを利用し，本市ホームページにて空き
家情報及び利活用希望者情報を掲載することとしたい。

以上の業務を行うにあたり，条例第 1 8 条の規定に基づき，掲載情報のうち
個人に関する情報を新たにコンピュータ処理することについて，藤沢市個人情
報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理する個人情報の項目

空き家の全景及び内装の画像（マッチング前及びマッチング後）

空き家の間取り
建物延床面積
空き家の築年数

イ 処理内容

空き家所有者が空き家情報をホームページに掲載するために、藤沢市空き家利活用マッチング制度実施要綱等に基づき、「藤沢市空き家利活用マッチング制度空き家所有者等登録申込書」（以下「第1号様式」という。）を本市へ提出する。

市は第1号様式の内容に基づき、空き家の現地調査を行い、空き家の全景及び内装を写真撮影し、空き家の現地写真及び必要事項（空き家所在地区、アクセス、間取り、建物延床面積及び築年数）を本市ホームページに掲載する。

空き家所有者又は利活用希望者が交渉の申込みを希望する場合は、「藤沢市空き家利活用マッチング制度利用申込書」（以下「第10号様式」という。）を市へ提出する。

市は、第10号様式の写しを希望する相手に送付し、双方で直接交渉することを促す。直接交渉後、双方が合意を得て賃貸借契約を行う場合は、市が空き家対策に関する協定を締結している不動産団体に対して、契約交渉の媒介を依頼することができる。

契約交渉が成立した後、利活用希望者の事業を確認するため、市職員が現地へ行き、事業の様子を撮影し、マッチング実績紹介として本市ホームページに掲載する。

なお、マッチング制度に基づき、本市ホームページに掲載できる期間は、登録決定の日から2年間とし、有効期間が終了した場合は掲載を抹消する。有効期間が終了後も引き続き登録を希望する場合は、改めて第1号様式を提出するものとする。また、空き家所有者が空き家情報の掲載を取りやめる場合は、藤沢市空き家利活用マッチング制度登録辞退届（第9号様式）を提出するものとする。

ウ 安全対策について

(ア) 住宅政策課における個人情報の管理について

- a 本市ホームページに個人情報を掲載することについて、藤沢市空き家利活用マッチング制度誓約書（第4号様式）により、申請者から同意を取るものとする。
- b 空き家所有者及び利活用希望者が申込書を提出する場合は、外部への情報漏えいを避けるため、住宅政策課へ直接持ち込むか、郵送とする。
- c 個人情報の記載された第1号様式については、事務終了後速やかに鍵のついた保管庫に管理し、10年間保存する。保存方法については、ファイリングシステムの取扱いに従い、保管し、及び廃棄する。
- d 第1号様式に基づき、市職員が空き家の現地調査を行う場合は、デジタルカメラにて撮影を行うが、カメラにはストラップを付け、市職員が常に携帯する。また、データを持ち帰った際は、速やかにデータを情報

系ポータル端末に取り込み，パスワード処理を行う。さらに，メモリスティック内の記録を消去するとともに，デジタルカメラ及びメモリスティックを鍵のつく保管庫に保管する。

- e 取得した公開情報の掲載は，庁内用ホームページより行うこととする。庁内用ホームページへのアクセスは，IPアドレスによって制限され，庁内のパソコンからしかできない。また，庁内用ホームページのURLは非公開となっており，庁内用ホームページへはさらにログインID及びパスワードによる認証が必要となる。
- (1) 本市ホームページ担当課におけるサーバのセキュリティ対策について
本市ホームページでの情報発信を適正に行うため，本市ホームページに関する運営，保守及びセキュリティ対策については，業務委託を行っている。内容については，次のとおりである。
- a システム支援として，24時間Webサービスを提供できるようにすることとし，故障等を発見した場合，速やかに復旧作業を行うとともに，市に対して電話で報告する。
 - b ウイルスチェックについては，Webサーバにhttpでのアクセスがあるときに常時ウイルスチェックを行う。
 - c セキュリティ対策については，当該業務委託において必要なソフトウェア等（Web Alarm，SSL暗号化）のライセンスの提供及び運用管理を行っている。
 - d 改ざん監視については，本市ホームページに改ざんされた箇所がないかを，監視ソフトウェア等を使用して常時監視し，委託者の開庁日については，1日1回以上目視で監視ソフトウェア等の稼働状況を確認する。
 - e 改ざんが発見された場合は，速やかに原状に回復する措置を行い，原因究明及びセキュリティ対策など必要な措置を行うとともに，速やかに市の担当者に連絡をする。

(3) 実施時期

2017年（平成29年）9月19日（予定）

(4) 提出書類

- 資料1 藤沢市空き家利活用マッチング制度事務フロー
- 資料2 藤沢市空き家利活用マッチング制度実施要綱
- 資料3 藤沢市空き家利活用マッチング制度空き家所有者等登録申込書（第1号様式）
- 資料4 藤沢市空き家利活用マッチング制度誓約書（第4号様式）
- 資料5 藤沢市空き家利活用マッチング制度登録辞退届（第9号様式）
- 資料6 藤沢市空き家利活用マッチング制度利用申込書（第10号様式）

3 審議会の判断理由

当審議会は，コンピュータ処理を行うことについて，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

藤沢市空き家利活用マッチング制度を実施するうえで、空き家所有者や空き家利活用希望者は、市内だけでなく市外にも生活の拠点を置いていることから、インターネットを利用し、本市ホームページにて空き家情報及び利活用希望者情報を掲載するためにコンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2 説明要旨(2)ウ(ア) a から e まで及び(イ) a から e までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 住宅政策課における安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア) e

(イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ア) d

(ウ) 日常的な安全対策 (ア) a , b 及び c

イ 本市ホームページ担当課におけるサーバのセキュリティ対策について

(ア) ネットワークからの情報流出を防止するための措置 (イ) b 及び c

(イ) 日常的な安全対策 (イ) a , d 及び e

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上